

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 5 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530075

研究課題名（和文） 海事法における責任制限のための手続的ルールに関する基礎的研究

研究課題名（英文） A Basic Study on the Procedural Rules for Limitation of Liability in Maritime Law

研究代表者

藤田 友敬 (FUJITA TOMOTAKA)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：80209064

研究成果の概要（和文）：本研究は、海事法における特徴的な船舶所有者等の責任限制度に関して、特に手続的側面に焦点をあて、①船舶所有者の責任制限の実施にかかる手続に関する各国法制の多様性の調査し、②国際条約の国内法化あるいは国際条約に基づかない独自の国内法について比較検討を加え、③国際条約がどの範囲で締約国の国内法を制約しているかということを中心に、条約と国内法の関係について考察したものである。

研究成果の概要（英文）：This research focuses on the procedural aspect of the shipowner's limitation of liability in maritime law. It reveals the diversity among the procedural rules concerning the shipowner's limitation of liability, comparing the national legislations which implement the international conventions. It also sheds light on the relationship between international conventions and national legislation examining to what extent the international conventions bind the domestic legislations.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民法学

キーワード：商法・海事法

1. 研究開始当初の背景

本研究は、海事法における特徴的な制度である、船舶所有者等の総額責任限制度（グローバル・リミテーション）に関して、その手続的側面に焦点をあてた研究を行うものである。わが国の「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」（船主責任制限法）や「船舶油濁損害賠償保障法」は、国際条約

に基づく責任限制度を設けるが、条約は手続的な側面については規制しておらず、もっぱら国内法の自主的規律に委ねている。その結果、各国の国内法における船主等の責任制限をめぐる手続的ルールのあり方（条約の定める実体法的規律の implementation のあり方）は相当異なっており、それぞれにつきさまざまな運用上の問題を抱えている。船主責

任制限制度に関しては、その実体法的な側面については、これまでも一定の学問的蓄積はあり、また日本の船主責任制限法に関しては若干の判例も見られるけれども、船舶所有者等の責任制限に関する手続的な側面に焦点を当てた研究はわが国ではきわめて少ない。

研究代表者は、2006年頃から、万国海法会（Comité Maritime International）の国際小委員会（各国海法会の派遣する法律家による小人数の検討委員会）の一つである“International Sub-Committee on Procedural Rules relating to Limitation of Liability in Maritime Law”に参加し、船舶所有者等の責任制限に関する各国の手続法制があまりに多様であることに驚くと同時に、この点をめぐるわが国の研究の蓄積の少なさを痛感し（実はこのことがわが国だけではなく他国においても同様である）、この分野における基礎的研究が必要であると考えに至った。従来手薄であったこの分野の本格的な調査研究を行いたいのが本研究の背景である。

2. 研究の目的

本研究は、海事法における特徴的な船舶所有者等の総額責任制限制度（グローバル・リミテーション）に関して、その手続的側面に焦点をあてた研究を行うものである。特に以下の3つを研究目標の柱とすることとした。

①船舶所有者の責任制限の実施にかかる手続に関する各国法制の多様性の調査

国際条約の国内法化あるいは国際条約に基づかない独自の国内法について、正確な資料を揃え、比較検討する。

②国際条約上が各国手続に関して与える制約

国際条約がどの範囲で締約国の国内法を制約しているかということを中心に、条約と国内法の関係について考察する。

③異なる国における責任制限手続を巡る問題

複数の国において進行する責任制限手続の扱い（他国の手続の承認や他国における責任制限手続開始の影響等）を検討する。

全体として、海事実体法、国際民事手続法、国際私法といった異なる法領域にまたがる複合的な研究を行い、国際的な法形成のために日本が貢献するための基礎的研究となることを目指す。

3. 研究の方法

研究の手順は、具体的には次の通りである。

①まず船主責任制限制度に関する各国法制の調査、国際条約に関する調査を行い、その後、②論点の整理と問題点の洗い出し、

日本法制の相対化と批判的検討を行い、③最終的には、より国際的に統一的なレジームを作り出すための提言といった順序で作業を行う。実際には、期間のかなりの部分を最初の2つの作業に費やすことになる予想される。あわせて、国際民事手続法や国際私法に関する基本的な研究も合わせて行う必要があるが、これは全期間を通じて適宜行っていく。

本調査は、伝統的な比較法的研究の方法によるため、その性質上、大きな計画の狂いが生じることが少ないと思われるが、個人による情報収集の限界から、入手したい情報が十分手に入らない場合には、海事法制の調査を行う団体（たとえば日本海事センター等）に資料収集への協力を依頼する、万国海法会や各国海法会への直接のヒアリングを行う（海外旅費は主としてこういう目的の調査を想定している）といった方法で対処する。

4. 研究成果

(1)まず、国際条約に基づく責任制限の実施にかかる手続に関する各国法制の多様性の調査を行った。特に、①責任制限手続に関する管轄（管轄の集中、本案の管轄との関係等）、②責任制限のための基金の形成の要否（基金の形成を不要とする法制も存在する）、③責任制限手続開始のための期間制限の有無、④責任制限手続開始に対する異議申立制度、⑤責任制限の効果（特に担保の解放をめぐる取り扱い）、⑥責任制限手続への参加の期間制限と時期に遅れた参加の効果、⑦制限債権の確定手続・債権の存否・額に関する異議の制度、⑧責任制限手続と債権の本案手続の関係を中心に、各国法制の異同を検討した。さらにも条約に基づかない責任制限制度を有する国（アメリカ合衆国等）の法制度の調査も行った。

その結果、①については多かれ少なかれどの国も規制しているものの、本案の管轄との関係は必ずしも統一的な扱いはないことが分かった。特に本案の管轄についての規律は、⑧と関係し、各国で複雑な違いをみせる。②は最も基本的な点であるが、一部の国では基金の設定無しに責任制限を設けるようである。③については、長短の差はあるもののおおむねどの国にも規律がある。⑤をめぐるのは、倒産手続における船舶先取特権の効力の違いとも相まって、やはり各国で統一が見られない点である。

さらに上記諸論点のうち、④、⑥、⑦に関して、無視できない重要な違いが存在すること、わが国の制度が、必ずしも国際的な主流とは言いがたい場面もあることが分かった。④についてわが国には比較的短い期間を設定するが、⑥と相まって、債権者にとっては非常に厳しい結果を招く。またこのことは国際条約

における実体権の時効期間（たとえば油濁損害に関する民事責任条約等に見られる時効期間は被害者が救済されるために確保されなくてはならない期間とみることもできる）との関係で、このような扱いが許容されるかという疑問もある。⑥については、わが国の船主責任制限法では、裁判所の設定した債権届出期間に債権を提出しなかった場合、以後の手續から完全に排除されるが、多くの国ではそうではなく、一部の配当には与える法制が少なくない。⑦については、わが国では査定の手続により集团的に確定するが、多くの国ではそのような手續は存在しない。

(2)次いで、国際民事手續・国際私法上の問題点を検討した。一般的な判決の承認・執行制度に関する各国の法制の調査、特定の条約（たとえば油濁責任に関する民事責任条約等）に基づく地域的な経済統合（EU）内部での判決の承認・執行と、各国の責任制限手續上の取扱い（制限債権の確定手續・債権の存否・額に関する異議の制度との関係）を調査・検討した。また責任制限手續にかかる準拠法、責任制限債権の本案にかかる準拠法等について調査した。その結果、これらの論点についても、国際的な統一が見られないことが分かった。さらに責任制限手續と国際的な制度の関係といった点についての難問が存在することも分かった。

(3)最後に、本研究の後に残された課題について言及しておく。

近時、油濁損害にかかる民事責任制限条約（わが国では船舶油濁損害賠償保障法）に基づいて責任制限基金が形成された場合に、基金限度額を超える（しかし国際油濁補償基金の限度額にはおさまる）ことが明白な場合に、各被害者（債権者）に按分額を支払うのではなく、被害額全額を支払い、基金限度額まで支払った後は、債権者に対して国際油濁補償基金に支払ってもらおうようにするという形で、迅速な支払いを実現する実務慣行があること、ただそれが続けられるために各国裁判所における責任制限基金の扱い等で、適切なバックアップが必要であるという問題提起が、P&I 保険国際グループによって提起されている。本研究では、この問題も検討対象に加えたが、現段階では国際油濁補償基金における議論が迷走しており、実務的な進捗は見られない。このため本研究においても問題点の指摘・分析にとどまった。今後はこの問題についてあるべき解決策を模索することとしたい。

第2に、1996年議定書によって改定された海事債権の責任制限に関する条約について、国際海事機関における簡易改正手續が行われ、最終的に平成24年4月に採択された。される見込みであるので、その結果をフォローすることにしたい。改正の動機は、バンカ

一油に関する汚染損害に船主責任条約を適用した場合の限度額の不適切さあり、船主責任制限制度それ自体の存在意義と適用範囲にもかかわる問題であり、今後の動向に着目する必要がある。

第3に倒産手續と責任制限制度については（両者が併存する法制と、破産手續内に吸収されるものに分かれるようである。なおわが国での扱いは、必ずしもはっきりしない）、国際倒産についての各国法制の調査まで手が及ばなかったため、これについても今後の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

- ①Tomotaka Fujita, "Shipper's Obligations and Liabilities under the Rotterdam Rules", University of Tokyo Journal of Law and Politics, 査読無, Vol.8, 2011, pp. 59-81
- ②藤田友敬, 万国海法会ブエノスアイレス・コロキウムについて, 海法会誌, 査読無, 復刊54号, 2010年, 3-4頁
- ③藤田友敬, ロッテルダム・ルールズ, 海法会誌, 査読無, 復刊54号, 2010年, 67-76頁
- ④FUJITA, Tomotaka, The Comprehensive Coverage of the New Convention: Performing Parties and the Multimodal Implications, Texas International Law Journal, 査読有, vol. 44, 2009, pp. 349-373
- ⑤藤田友敬, 新しい国連国際海上物品運送条約, NBL, 査読無, 907号, 2009年, 1頁
- ⑥藤田友敬, ロッテルダム・ルールズ—作成の経緯と特徴, 海法会誌, 査読無, 復刊53号, 2009年, 4-9頁
- ⑦藤田友敬, その他の問題・むすび, 海法会誌, 査読無, 復刊53号, 2009年, 93-100頁

〔学会発表〕（計9件）

- ①藤田友敬, ロッテルダム・ルールズとアジア太平洋諸国・日本, アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ, 2011年11月22日, 海運クラブ国際会議場, 東京, 日本
- ②藤田友敬, 責任期間と複合運送人的側面, アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ, 2011年11月21日, 海運クラブ国際会議場, 東京, 日本
- ③Tomotaka Fujita, Shipper's Obligation and Liability, The 1st Transport and

Maritime law, "The Rotterdam Rules", 2011年2月3日, Université Paris Sorbonne, Abu Dhabi, UAE

- ④ Tomotaka Fujita, The Coverage of the Rotterdam Rules, Comité Maritime International Colloquium in Buenos Aires, 2010年10月27日, Marriott Plaza Hotel, Buenos Aires, Argentina
- ⑤ Tomotaka Fujita, Obligations and Liabilities of the Shipper, Rotterdam Rules, 2010年5月7日, International Business Law Implementation and Research Center (Koç University), Istanbul, Turkey
- ⑥ FUJITA, Tomotaka, Performing Parties and Himalaya Protection, "Colloquium on the Rotterdam Rules", 2009年9月21日, De Doelen, Rotterdam, Netherlands
- ⑦ FUJITA, Tomotaka, Jurisdiction and Arbitration, A new Era in Uniform Transport Law: The 2008 UN Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea (The Rotterdam Rules), 2009年9月18日, Carlos III University of Madrid, Madrid, Spain
- ⑧ FUJITA, Tomotaka, The Rotterdam Rules: An Overview of the Responsibilities of the Carrier and Period of Responsibility, The 3rd Arab Conference for Commercial and Maritime Law, ACCML'09, Rotterdam Rules 2009: Uniformity v. Diversity for the Law of Carriage of Goods by Sea-A Euro-Arab Perspective, 2009年4月19日, Bibliotheca Alexandrina, Alexandrina, Egypt
- ⑨ FUJITA, Tomotaka, Rotterdam Rules: Scope of Application and Freedom of Contract, The 3rd Arab Conference for Commercial and Maritime Law, ACCML'09, Rotterdam Rules 2009: Uniformity v. Diversity for the Law of Carriage of Goods by Sea-A Euro-Arab Perspective, 2009年4月18日, Bibliotheca Alexandrina, Egypt

[図書] (計4件)

- ① Meltem Deniz Güner-Özbek, ed., The United Nations Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea: An Appraisal of the "Rotterdam Rules", Springer, 2011 (Tomotaka Fujita, "Obligations and Liabilities of the Shipper"を執筆), pp.211-228
- ② 吉原和志=山本哲生『関俊彦先生古稀記念

変革期の企業法』商事法務, 2011年(藤田友敬「統一条約の受容とその国内的変容——国際海上物品運送法を例として」を担当), 369-407頁

- ③ Tomotaka Fujita, Michael Sturley, Van der Ziel, Rotterdam Rules: The UN Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea, 2010, Sweet and Maxwell, 506頁
- ④ Alexander von Ziegler, Johan Schelin and Stefano Zunarelli eds., The Rotterdam Rules: Commentray to the United Nations Convention for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea, Kluwer 2010 (Tomotaka Fujita, "Transport Documents and Electronic Transport Records"を担当), 161-188頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤田 友敬 (FUJITA TOMOTAKA)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号: 80209064

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし